主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

本件控訴の趣意は、弁護人蓮見純が差し出した控訴趣意書に記載してあるとおりであるから、これを引用し、これに対して当裁判所は、次のように判断をする。 論旨第一点について。

〈要旨〉徒つて、所論のごとく被告人は組合管理者、即ち組合の任命権者たるAから特段に組合の吏員に任命すく/要旨〉るとの辞令書の交付をうけなかつたけれどく同頭により組合の吏員として任命されたものであるし、しかも前示認定のごとく真正の任命権者たる越谷市長Aより任命権者を同じくする他の官職、即ち組合の主義と真になることを命ぜられているいことを目して違法とするには当らないのである。とを命ずらけていないことを目して違法とするには当らな服務の宣誓書に昭和四○年一二月二二日施行の「埼玉県東部清掃組合職員の服務の宣誓書に昭和四○年一二月二二日施行の「埼玉県東部清掃組合職員の服務の宣誓書に署名していないったとしても、職員としておいるは、その職のごとく被告人が組合に出向した際に、いかなる事情のためかる会に要によってはなく、任命権者より組合であるは、と宣誓によって、これを承諾したことによって生ずるものと解すべきであり、ことを命ずられて、これを承諾したことによって生ずるものと解すべきであり、こと宣誓は、すでに承諾によって生じた、職員として諸種の義務を遵守するに支証をした。すでに承諾によって生じた、職員として諸種の義務を遵守するに、と宣誓は、すでに承諾によって生じた、職員として諸種の義務を遵守は、と宣誓によってに承諾によって生じた、職員として諸種の義務を遵守は、と宣誓によっては、までは、というべきである(地方公務員法ないも、と宣誓は、条例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。」と定く定めていない)。

従つて、原審において、被告人は当時勤めていた埼玉県越谷市事務吏員から出向を命ぜられて、組合の吏員に就任したと認定したのは、正当であつて、もとより誤認はないのであるから、被告人は、越谷市の吏員であつたが、組合の吏員ではなかったとの論旨は、すべて理由がないものといわなければならない。

論旨第二点について。

所論は、原判決において被告人は組合の管理運営全般を掌理していたと認定したが、当時において被告人の職務権限を定めた庶務規程は存しなかつたし、また実生主、全面的な実権は、越谷市助役Bにあつたから、右の認定は事実誤認であると主張するが、原記録の各証拠によれば、被告人が組合吏員に就任した当時、諸種の規約、条例など、即ち「組合公告式条例」(昭和四〇年一〇月五日施行)、「組合監査委員条例」(同日施行)、「組合監査委員条例」(同日施行)、「組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例」(同日施行)、「組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」(同日施行)、「組合議会会議規則」(同日施行)、「組合財産の交換、昭四〇年一二月二二日施行)、「組合職員の定数条例」(同日施行)、「組合職員の

給与に関する条例」(同日施行)、「組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例」(同日施行)、「組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例」(同日施行)、「組合職員の総方に関する条例の一部を改正する条例」(昭和四一年四月一日施行)などが制定され、組合の機構は、ほぼ整備されていたこと、しかし被告人が組合更員となつた際には、ごみ焼却場の管理運営に関する事務はなくて、が組合するを成立に関する諸事務を行つていたものであり、従つて組合管理者のように職務内容を成文化したものはなかつたこと、しかし被告人は組合管理者により、管理者の補佐役として清掃施設整備事業施行に関する事項、工事施工について補助起債に関する事項、工事請負契約に関する事項、工事代金のであり、での予算差引に関する事項の各処理を担当していたことを認めることができる。

右事実及び前論旨に対する判断の項で認定した事実によれば、被告人は一部事業組合たる本件組合の吏員として適法に任命されたこと(組合は地方自治法第二八四条第一項にもとづく一部事業組合であり同法第二九二条に定めるように市に関する規定の準用をうけ、市と同格の特別地方公共団体であるから、組合の吏員、職員は地方公務員である)、しかも被告人は任命権者によつて、その職務権限の範囲を指示され、適法に公務を行つていたことが明かである。

従つて、原判決には、論旨主張のごとき事実誤認ないし法令の解釈の誤りはなく、すべて理由がない。

よつて、刑事訴訟法第三九六条により本件控訴を棄却し、主文のとおり判決する。

(裁判長判事 松本勝夫 判事 石渡吉夫 判事 藤野英一)